

# アダム・スミスの共感論と公平な観察者論

新村 聡 (岡山大学)

- 1 はじめに / 2 共感と是認 / 3 公平な観察者と「見知らぬ人」「第三者」 /  
4 公平な観察者と「良心」 / 5 むすび

## 1 はじめに

アダム・スミスの『道徳感情論』においてもっとも重要な概念が「共感(sympathy)」と「公平な観察者(the impartial spectator)」であることについてスミス研究者の意見はほぼ一致している。しかしそれぞれの概念が何を意味するかについてはさまざまな解釈があり議論が続いている。

スミスの「共感」については、これが利他心かどうかという問題が 19 世紀から議論されてきた。いわゆる「アダム・スミス問題」をめぐる論争では、『道徳感情論』の基本原則である共感が利他心として理解され、これと『国富論』の基本原則である利己心(自愛心)とが矛盾すると主張された。この解釈に対しては、『道徳感情論』の共感は利他心ではなく道徳判断の能力であり、利己心とは矛盾しないという見解が広く主張されてきた。行為者の動機としての利己心と利他心は対立することはありうるが、行為者の利己心に対して観察者が共感し是認するという関係においては、利己心と共感との間に直接の対立や矛盾はないからである。

実際、『道徳感情論』に登場する共感の多くは道徳能力としての共感であり、利他心ではない。しかし他方でスミスは、利他心としての共感にも言及している。スミスは『道徳感情論』の冒頭において、人間がどれほど利己的であるとしても、人間本性には他人の幸福を必要とする原理があると述べて、哀れみ、同情とともに共感をあげている。この共感とは、他人のあらゆる情念に対する同胞感情を意味しており、この同胞感情としての共感とは、他人の幸福を必要とする原理という意味で一種の利他的感情である。『道徳感情論』には、この利他的感情ないし同胞感情としての共感と、行為を是認する道徳能力としての共感とが共存しているのである。したがって、スミスの共感とは利他心か道徳能力かという二者択一の問題設定は誤りであって、同胞感情としての共感と是認としての共感という 2 種類の共感の区別と相互関係こそが問われなければならない。

問題の焦点となるのは共感と是認との関係である。スミスはしばしば共感と是認を一体のものとして述べているけれども、スミスがつねに共感と是認を同一視しているわけではないことに注意しなければならない。上に述べた同胞感情としての共感とはそれ自体としては是認とは無関係なたんなる感情である。他方でスミスは、是認について、共感を必要とする是認と共感を必要としない是認とを区別して論じている。本報告では、スミスにおける共感と是認の関係を理解するために、次の 3 概念の区別と関連について考える。3 概念とは、(1) 是認と無関係な共感(=同胞感情としての共感)、(2) 是認としての共感(=共感をともなう是認)、(3) 共感をともなわない是認、である。

スミスの「公平な観察者」概念についてもこれまでさまざまに論じられ、「見知らぬ人」

「第三者」「良心」「道徳の一般規則の体現者」などとして解釈されてきた。これらの解釈は相互に対立するというよりもむしろ補完的であるように思われる。というのは、スミス自身は『道徳感情論』の第1部から第3部において「公平な観察者」について異なった観点から論じており、『道徳感情論』の理論構成が重層的であるように、「公平な観察者」概念も重層的・複合的に理解される必要があるからである。本報告では、『道徳感情論』の編別構成に即して「公平な観察者」について考察する。

以下では、まず第2節で共感と是認の関係について考察する。第3節では『道徳感情論』第1部の「見知らぬ人」としての公平な観察者と第2部の「第三者」としての公平な観察者について検討し、第4節では第3部における「良心」としての公平な観察者について検討する。最後に第5節で、スミスの共感論と公平な観察者論の関連について考察する。

## 2 共感と是認

スミスは、『道徳感情論』において2種類の共感をはっきりと区別して論じている。『道徳感情論』初版第1編（6版第1編第1章）に登場するのは是認をとまなわぬ共感つまり同胞感情としての共感であり、第2編（6版第3章）になって初めて是認としての共感が説明されている。

スミスは、第1編で、拷問されている兄弟への同情を例としながら、同胞感情としての共感が想像上の境遇（立場）の交換から生ずることを説明している。注意しなければならないのは、この同胞感情としての共感が観察者のいわば一方的な感情であり、当事者感情との一致は前提とされていないことである。スミスによれば、観察者の共感感情は当事者の感情と比べて「程度は弱い」が「まったく似ないのではないもの」にすぎず、死者に対する共感のように、当事者の感情が実在しない場合にすら観察者の共感感情は存在しうる。

これに対して、観察者の共感感情が当事者の感情と一致する場合には、是認としての共感が成立する。スミスは、第2編で、是認としての共感を次のように説明している。

「当事者の本源的情念と観察者の共感感情とが完全に一致するときに、その本源的情念は、この観察者にとって正当、適正であり、対象にふさわしいものと必然的に思われる。……他人の情念をその対象にふさわしいものとして是認することは、われわれがその情念に完全に共感することを観察するのと同じである。」（TMS, Oxford. ed., 16）

この是認としての共感とは、観察者が自分の感じている共感感情と当事者の感情とを比較して、両者の一致を知覚するとき成立する。この是認としての共感において比較される2つの感情のうち、一方の観察者の共感感情はすでに述べた同胞感情としての共感である。つまり同胞感情としての共感と是認としての共感とは、前者が後者の一構成部分をなすという形で関係しているのである。

スミスは、是認としての共感について説明したあと、是認と共感との関係を詳しく論じている。スミスは、観察者の感情と当事者の感情を比較して後者の適正を判断する2種類の方法を区別している。第1は、感情を引き起こす対象が、自然の景観や芸術作品の美、数学や物理学の体系のように、観察者にも当事者にも特別の関係なしに考察される場合である。こうした美や科学によって引き起こされる感情の適正を判断する場合には、観察者の感情と当事者の感情とが直接に比較可能なので、共感が必要ではない。「科学と趣味の

すべての一般的主題は、われわれと仲間のいずれにも特別の関係を持たないとみなせるものである。われわれ双方は同じ観点から見るのであり、これらについての感情と情動のもっとも完全な調和を生み出すために、共感あるいはそれから共感が生ずる想像上の境遇の交換を必要としない。」(TMS, 19)

第2は、観察者と当事者のどちらか一方に特別に作用する対象の場合である(例えば当事者の幸運や不運)。この場合には、観察者と当事者は境遇が異なるので、自然に感じる感情は大きく異なっており、両者の感情の一致を実現するためには、観察者の共感が必ず必要とされるのである。

スミスにとって、是認の根本原理は観察者と当事者の感情の一致であって、共感ではないことに注意しなければならない。もし観察者と当事者の境遇が一致していれば、共感がなくても感情の一致による是認は可能である。そして二人の境遇が異なっている場合にのみ、想像上の境遇の交換によって現実には異なる二人の境遇をいわば想像上において一致させ、それを通じて二人の感情の比較と一致を可能にすることが必要になるのである。

是認としての共感が観察者の共感感情と当事者の感情との比較に基づくことから、さまざまな観察者による道徳判断の違いが2種類の原因によって生ずることになる。第1は、観察者が感じる共感感情の程度が観察者によって異なることであり、第2は、観察者が認識する当事者の境遇、行為、感情の内容が観察者によって異なることである。共感に内在するこうした限界が、以下に述べる公平な観察者の概念と深く関わっている。

### 3 公平な観察者と「見知らぬ人」「第三者」

スミスの公平な観察者の概念は、『道徳感情論』第1部から第3部へ重層的に発展している。本節では、第1部の「見知らぬ人」としての公平な観察者と、第2部の「第三者」として公平な観察者について考察する。

第1部では、「公平な観察者」の用語はわずか3回しか登場しない。第1部で共感の主体とされているのは大部分が「われわれ」であり、「人類」やたんなる「観察者」もしばしば使われている。共感の主体がたんなる「観察者」であって「公平な観察者」ではないのはなぜだろうか。その理由として考えられるのは、スミスが、第1部ではさまざまな観察者の比較を1つの重要なテーマとしていることである。それゆえ、観察者が公平な観察者だけに限定されなければならない理由は存在しないのである。

スミスによれば、観察者が共感する程度はさまざまであり、観察者と当事者が感情を完全に一致させるためには、観察者の共感の程度に応じて当事者が自制しなければならない。スミスは、当事者が自分の境遇を観察者の「率直で公平な見方」(candid and impartial light)(TMS, 29)で見ると、本源的な情念の激しさが和らげられると指摘する。そして観察者として「友人」「たんなる知人」「見知らぬ人(strangers)の集団」の3者を比較し、後者ほど共感の水準が低いので、当事者はより多く自制しなければならないことを次のように述べている。「もしわれわれがいやしくも自制心があるならば、友人がいるよりもたんなる知人がいるほうがいっそう実際に心を和らげられるし、たんなる知人がいるよりも見知らぬ人の集団がいるほうがなおいっそうそうである。」(TMS, 23)

かつて水田洋はこの「見知らぬ人」こそがスミスの公平な観察者であると解釈した。た

しかにスミスは、公平な観察者について、「われわれ自身にも、われわれの行動によって利害が影響を受ける人々にも何も特別の関係を持たない人物、……父でも兄弟でも友人でもなく、たんなる人間一般、公平な観察者」(TMS, 129)と述べており、この公平な観察者は「見知らぬ人」にほぼ重なると考えてよいだろう。

スミスが第1部で公平な観察者にほとんど言及しないのは、上に述べたように、適正の判断ではさまざまな観察者が存在しており、観察者がつねに公平な観察者でなければならない理由は存在しないからである。家族同士や友人同士で行為の適正を判断する場合には、家族や知人として判断することが期待されるのであって、見知らぬ人あるいは公平な観察者の視点から見る必要はない。それどころか、家族や友人の行為の適正を判断するときにあえて見知らぬ人のように冷淡に見るとすれば、その態度自体が否認されることにもなるであろう。家族や友人の行為の適正を判断する場合は、観察者がつねに公平な観察者でなければならない理由は存在しないのである。

たとえば喜びや悲しみのように行為または感情が当事者本人だけに関係する場合は、適正の判断は観察者と当事者の二者関係において行われる。そして二者関係における道徳判断では、観察者は必ずしも公平な観察者である必要はなく、家族や友人は見知らぬ人よりもいっそう共感的な観察者であることが期待される。またスミスが述べているように、慈愛、人間愛などの「愛すべき徳」は、観察者が当事者にできるだけ共感しようと努力するところに成立するのである。

スミスは、『道徳感情論』第1部で「公平な観察者」に3カ所で言及している(TMS, 24, 26, 38)。そのいずれもが、上の述べた「見知らぬ人」の場合と同様に当事者の自制の努力を強調する文脈の中に登場している。当事者の自制がどうあるべきかが問題となる場合には、観察者は家族や友人や愛すべき徳を有する人のようにやさしく共感的な観察者であってはならず、無関心で冷淡な見知らぬ人または公平な観察者であることが求められる。

「公平な観察者」の3つの用例のうちとくに第1と第3は当事者の「怒り」「憤慨」に対する共感の場合である。他の情念とは異なり「怒り」「憤慨」のような反社会的情念の場合には、観察者は当事者だけでなくその情念の対象となっている人にも共感する。たとえば、観察者が憤慨する人と憤慨される人の両方に共感する場合には、観察者は両者のいずれにも特別の関係を持たない「第三者」の視点から共感しなければならない。道徳判断が、観察者と一人の当事者との二者関係においてなされる場合には、観察者は公平な観察者である必要はない。しかし観察者が複数の当事者と向かい合う三者関係においては、観察者は両当事者と特別の関係を持たない「第三者」としての公平な観察者でなければならないのである。この「第三者」としての公平な観察者は、第2部で正義の徳が論じられるときにいっそう重要な役割を果たすことになる。

第2部では、共感の主体は、第1部と同様に「われわれ」や「人類」が多く用いられているが、「公平な観察者」が登場する頻度もかなり増えている。そして大きな変化は、第1部に登場した家族、友人、知人のように当事者と特別の関係を持っている共感的な観察者が登場しないことである。第2部では、道徳判断を行う観察者はつねに公平な観察者でなければならないと考えられている。その理由は、慈恵と正義の徳が行為者本人だけでなく受益者や被害者など他の利害関係者に関係する徳だからである。慈恵は利益提供者と受益者、正義は加害者と被害者の関係において成立する徳であり、これらの徳の道徳判断

では、観察者と行為者と利害関係者の三者関係が問題になる。その場合には、観察者は行為者と利害関係者のいずれに対しても特別の関係を持たない「第三者」すなわち公平な観察者でなければならないのである。

#### 4 公平な観察者と「良心」

公平な観察者は、『道徳感情論』第3部でさらなる発展をとげる。第3部は第2版と第6版で大きく改訂されるが、以下では主として初版を素材としながら、公平な観察者の基本的性格について考察する。

第3部の公平な観察者概念の大きな特徴は、スミスが、「現実の公平な観察者(the real and impartial spectator)」(TMS, 156, Cf. 131)と「想像上の公平な観察者(the supposed impartial spectator)」とを区別したことである。この区別は世論と良心の区別に対応している。以下では、2つの問題について検討する。第1は、スミスがなぜ「想像上の公平な観察者」の概念を示す必要があったのか、第2は、スミスが「想像上の公平で事情をよく知っている観察者(the supposed impartial and well-informed spectator)」(TMS, 130)という場合に、「事情をよく知っている」とは何を意味するのか、である。

スミスが、「想像上の公平な観察者」の概念に到達した理由は、初版第3部第1編「称賛または非難に値するという意識について」に示されている。そこでスミスは、「称賛(praise)」と「称賛に値すること(praise-worthiness)」の区別を論じながら、「想像上の公平な観察者」の考え方を明確に述べているからである(ただし用語は6版から)。

スミスの最大のねらいは、マンデヴィルに対する批判であった。その点を最初に説明しておこう。スミスは『道徳感情論』第6部で道徳哲学の歴史を考察したさいに、有徳な行為の動機を「虚栄心」に帰着させたマンデヴィルをきびしく批判している。スミスによれば、有徳な行為の動機として、(1)根拠のない喝采を喜ぶ「虚栄心」と、(2)根拠のある名声と評判を求める「真の栄光への愛」と、(3)徳をそれ自体のために求める「徳への愛」の3情念がはっきり区別されるべきである。しかしこれら3情念は類似しており、そのことがマンデヴィルによって誇張されて、有徳な行為の動機が「虚栄心」だけであるという誤った見解が主張されたのである。スミスによれば、「虚栄心」と「真の栄光への愛」の類似点は「称賛」を求めることであり、「真の栄光への愛」と「徳への愛」の類似点は「称賛に値すること」を求めることである。したがってマンデヴィルへの理論的批判は、結局のところ「称賛」と「称賛に値すること」の区別に帰着する。そしてこの区別を理論的に考察したのが、初版第3部第1編である。

では、「称賛」と「称賛に値すること」は何によって区別されるのだろうか。この点は、「根拠のない喝采」と「根拠のある名声」というスミスの表現によく示されている。つまりスミスは、「称賛」と「称賛に値すること」の決定的な違いは、判断に「根拠」があるかどうか、言い換えれば、道徳判断を行う観察者が判断の対象となる行為者の境遇、行為、動機を十分正確に認識しているかどうかにあると考えた。しかし現実の観察者が行為者の境遇、行為、動機についてすべてを正確に認識することはそもそも不可能なことである。行為者の境遇と行為は、観察者が注意深く観察すればかなりの程度まで正確に認識できるかもしれない。しかし行為者の真の動機については、現実の観察者は直接に認識すること

ができず、行為や表情などからの推測に頼らざるをえないから、完全な認識は不可能である。現実の観察者による行為者の境遇、行為、動機についての認識は多かれ少なかれ不十分不正確であり、現実の観察者の判断が、根拠のない称賛や非難を多少なりとも含むことは避けがたいのである。

これに対して、行為者自身は、自分自身の境遇、行為、真の動機について、通常はだれよりもよく認識できる立場にある。したがって、行為者自身が自分自身の行為や動機を道徳的に判断する場合には、確実な根拠に基づいて判断することが可能となる。これが「称賛に値すること」の意味である。

では、それはいかにして可能だろうか。スミスによれば、行為者自身が自分自身を判断することは、想像上で現実の公平な観察者の視点から自分を判断することによって可能となる。スミスは言う。「人間が、公平な観察者が見るであろうような見方で自分自身の行動を見るとき、かれは自分自身の行動に影響したすべての動機に完全に入り込む。かれは、自分の行動のあらゆる部分を喜びと是認をもって振り返り、人類はかれが行ったことを知らないにもかかわらず、かれは、人類がかれを実際に見るような見方ではなく、人類が事情をもっとよく知ったならば(were better informed)かれを見るであろうような見方にしたがって、自分自身を見るのである。」(TMS, 116)

このように、「称賛」は「現実の公平な観察者」によって判断され、「称賛に値すること」は「想像上の公平な観察者」によって、つまり行為者自身が想像上で公平な観察者の見方で自分自身を見ることによって判断されるのである。

スミスは、「想像上の公平で事情をよく知っている観察者」という表現をしばしば用いている(とくに6版)。この「事情をよく知っている」とは、観察者が、価値判断の対象となる行為者の境遇、行為、動機についてよく知っているという意味である。そして「想像上の公平な観察者」は行為者自身であり、事情をよく知らないということはありえないから、「想像上の公平な観察者」と「想像上の公平で事情をよく知っている観察者」は、事実上同じ概念なのである。

## 5 むすび

最後に、スミスの共感論と公平な観察者論の関係についてまとめておこう。第2節で述べたように、スミスの共感論では、観察者が自分自身の共感感情と当事者の感情とを比較して両者の一致を知覚するときに、後者を適正として判断する。したがって観察者の道徳判断の違いは、2つの原因から生ずることになる。一つは、道徳判断の基準となる観察者の共感感情の違いであり、もう一つは、道徳判断の対象となる当事者の境遇、行為、感情についての観察者の事実認識の違いである。

スミスは、道徳判断の違いを生み出すこれら2種類の原因について十分に認識していた。かれは『道徳感情論』第1部で、第1の原因すなわち価値判断の基準となる観察者の共感感情が、家族、友人、知人、見知らぬ人で異なることについて論じた。そして第3部では、第2の原因すなわち価値判断の対象となる行為者の境遇、行為、感情についての観察者の事実認識の正確さが、現実の観察者と想像上の観察者(つまり行為者自身)とでは異なることについて論じたのである。